

## “太陽光発電システム”確定申告と固定資産税 Q&A

Q1 太陽光発電システムをつけました。売電収入など申告は必要ですか？

A1 「売電収入」と、「年末調整済の給与」または「公的年金」の方の場合、**売電収入による所得金額が20万円以下のときは、所得税の確定申告は不要です。**  
確定申告をする方は、申告が必要です。尚、売電収入は「雑所得」に該当します。

**POINT 住宅ローン減税の申告をする初年度は総所得の申告をする必要がある為、雑所得20万円以下の場合も申告が必要です。公的年金等の収入金額が年間400万円を超える場合も同様です。**

Q2 売電収入の所得金額の計算方法を教えてください。

A2 「売電による収入金額」から「減価償却費や支払リース料などの必要経費」を差し引きます。  
**「減価償却費」の科目に算入下さい。**

Q3 余剰買取契約をしている場合の経費の計算方法について教えてください。

A3 **経費（減価償却費やリース費用等）は、余剰電力の売却に関する部分に限ります。**  
例えば、発電量のうち売電量：8割、自家消費：2割の場合。設備全体にかかった経費から2割差し引いた金額になります。

### 経費の計算方法（参考）

$$\text{取得費 (設備費用)} \text{万円} \times 0.059 \times \left( \frac{\text{月数}}{12} \right) \times \text{(売電の割合)} \% = \text{(減価償却費)}$$

※全量買取契約をされている場合、売電の割合は100%。

※耐用年数17年、定額法の償却率「0.059」で計算した場合。定率法の場合は計算方法が異なります。

Q4 太陽光発電システムの固定資産税（償却資産）について教えてください。

A4 **個人の住宅用の場合も、10kW以上の売電を行う設備は課税対象となります。**  
事業地の自治体に申告してください。

上記は一般的なケースを想定しており、実際にはお客様の状況によって異なる場合があります。  
詳しくはお住まいの市町村役場・税務署へお問い合わせください。